

1. 常勤の場合

コンサルティングフィー（1人につき）……………年収×20%

2. 非常勤の場合

コンサルティングフィー（1人につき）……………月額支給額の20%×最大12ヶ月

* 月額支給額は「基本給＋その他手当」で算出いたします。

* 上記金額に消費税は含まれておりません。請求時に別途加算させていただきます。

* 当初非常勤（週3日まで）でご入職され、勤務開始後3年以内に常勤（週4日以上）勤務になった場合は、上記の常勤医師の手数料からそれまでに勤務した非常勤の手数料を引いた額を常勤勤務開始日に請求する。